

平成28年度 特別区国保基準保険料率に係る基礎数値(医療分・後期高齢者支援金分)

医療分

区 分	平成28年度 (案) A	平成27年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
一般被保険者数 (若人・前期高齢者)	2,360千人	2,432千人	△72千人	△2.96%	
一般分保険者負担分医療費(D) (1人当たり医療費)	5,194億円 (220,095円)	5,220億円 (214,630円)	△26億円 (5,465円)	△0.50% (2.55%)	
前期高齢者交付金(E) (納付金と相殺後の金額)	1,624億円	1,620億円	4億円	0.25%	
賦課率(F)	50%	50%	—	—	
特定健診・保健指導費(G)	14億円	13億円	1億円	7.69%	
高額療養費(H)	211億円	159億円	52億円	32.70%	
賦課総額(I=(D-E)×F+G+H)	2,010億円	1,972億円	38億円	1.93%	
賦課割合(所得割 : 均等割)	58:42	58:42	据置	—	
保 率 險 料	所得割料率	6.86/100	6.45/100	0.41/100	6.36ポイント
	均等割額	35,400円	33,900円	1,500円	4.42%
賦課限度額	540,000円	520,000円	20,000円	3.85%	
1人当たり保険料	85,164円	81,103円	4,061円	5.01%	

後期高齢者支援金分

区 分	平成28年度 (案) A	平成27年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
一般被保険者数 (若人・前期高齢者)	2,360千人	2,432千人	△72千人	△2.96%	
後期高齢者支援金 (病床転換支援金含む)	1,228億円	1,237億円	△9億円	△0.73%	
計(D)	1,228億円	1,237億円	△9億円	△0.73%	
賦課率(F)	50%	50%	—	—	
賦課総額(G=D×F)	614億円	619億円	△5億円	△0.81%	
賦課割合(所得割 : 均等割)	58:42	58:42	据置	—	
保 率 險 料	所得割料率	2.02/100	1.98/100	0.04/100	2.02ポイント
	均等割額	10,800円	10,800円	—	—
賦課限度額	190,000円	170,000円	20,000円	11.76%	
1人当たり保険料	26,025円	25,442円	583円	2.29%	

医療分+後期高齢者支援金分

区 分	平成28年度 (案) A	平成27年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
一人当たり保険料合計	111,189円	106,545円	4,644円	4.36%

平成28年度基準保険料率算定における基本的な考え方

①高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップの見直し

高額療養費等の賦課額については、平成26年度から29年度までの4年間で段階的に毎年度1/4ずつ賦課総額へ算入する予定であったが、国が広域化の実施時期を平成30年度としたことを踏まえ、今後は、未算入額の50/100を平成30年度までに算入することとし、平成28年度は67/100とする。

②賦課割合は58:42とする

平成27年度と比較して、1人当たり医療費の増、及び高額療養費等の賦課総額への継続的な算入に伴い、保険料の上昇幅が大きくなるため、保険料負担が厳しい世帯に配慮し、賦課割合を据え置き、58:42とする。

なお、平成30年度の医療保険制度改革を見据え、各区の保険料賦課の状況を勘案し、引き続き賦課割合について検討する。

③医療費適正化施策への取組み

国保加入者の高齢化に伴って、今後も療養給付費の総額は増加することが見込まれるため、特別区として医療費適正化施策を喫緊の共通課題として認識し、広域的な幅広い視点で解決策を検討していく。